

# 令和3年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和4年2月17日（木）仙台第3合同庁舎8階第2会議室
委員	委員長：伊東 満彦（弁護士） 委員：梶川 伸哉（大学教授） 委員：滝澤 紗矢子（大学院教授） 委員：棚橋 則子（大学講師）

## I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	東北防衛局：令和3年10月1日～令和3年12月31日
審議対象件数	32件

### 1 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	4件(契約件数6件)	(審議概要) <b>【報告事項】</b> ・契約状況について ・指名停止措置状況について ・低入札価格調査実施状況について <b>【抽出案件】</b> ・抽出案件の概要説明	
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)		0件
	一般競争(政府調達協定対象外)		4件(契約件数6件)
	公募型指名競争		0件
	指名競争		0件
	企画競争		0件
建設コンサルタン卜業務等	公募型プロポーザル		0件
	一般競争(政府調達協定対象外)	0件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<b>【抽出案件】</b> <b>○建設工事</b> ◇一般競争契約(政府調達協定対象外) (1) ① 仙台(3)倉庫新設建築その他工事 ② 松島(3)宿舎改修建築工事 ③ 松島(3)車庫新設土木工事  ・ 辞退者を除く入札参加者(3案件で延べ46者)の半数以上が調査基準価格を下回る額で入札しており、その内、施工体制確認追加資料を提出した者は1者のみで他(延べ24者)は提出を拒否したため無効となっている。 予定価格と入札参加者の積算で乖離の大きな項目は何か。  ・ 多くの入札参加者が調査基準価格未満となった原因は何か。	・ 乖離が大きかった主な工事項目は、①では鉄骨工事、②では建具工事、③では簡易防潮堤の撤去工事等であり、これらの工事は調査単価及び市場単価に該当しない項目が多いことから製造業者等から見積を徴取し査定の上予定価格に反映している。 また、諸経費に乖離が見られる者もあった。  ・ 入札参加者の入札金額は、長年取引のある製造業者等の協力による値引率を採用していること、年間工事量を見込んだ屋根材

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・他の工事案件に比べ入札参加者が多かった理由は何か。</p> <p>・調査基準価格は予定価格の約92%であり、これ未満で入札した者は施工体制確認の追加資料提出をしても評価点が減点されることから実質は予定価格の100%から約92%の範囲で競争することになっていると思われるが、これは他省庁でも同じなのか。</p> <p><b>(2) 東北町外(3)ボイラー室改修等機械その他工事</b></p> <p>・第1回入札で2者の入札額に大きな差があるが、それぞれ予定価格との差が大きい項目は何か。</p> <p>・落札した者は、第2回入札で入札額を大幅に下げ予定価格とほぼ同額となったが、第1回入札後にどのような情報を業者に提供しているのか。</p> <p>・2回目の入札に参加する業者は、1回目の最低入札金額を知っているのか。</p> <p><b>(3) 郡山(3)構内配電線路等工事</b></p> <p>・当初公告の入札では1者入札で予定価格に達せず不調であったが、再公告では工事内容が変わらないのに予定価格を減額しているのは何故か。</p>	<p>等の金属材料の大量購入により単価を抑えられたこと及び受注意欲による必要最小限の諸経費を計上していること等、入札参加者の裁量で決められており、その結果として調査基準価格未満となったものと認識している。</p> <p>・3件とも仙台市及びその近傍の工事であるが、震災復興工事の減少、都市部で作業員・下請業者の確保が容易であること及び交通アクセスが良い等の好条件の工事であったため、入札参加者が多かったものと考えている。</p> <p>・建設工事関係の入札においては、国土交通省を始め他省庁も同じである。以前の調査基準価格は予定価格の80%台であったが、段階的に上昇してきており現在は約92%となっている。</p> <p>・当局の積算と差が大きかった主な項目は、予定価格を上回ったA者については三沢基地地区(局舎改修)の電気工事で監視制御盤の価格が約360%、建築工事の仮設間仕切りが約1,100%それぞれ高かった。また、調査基準価格を下回ったB者については東北町分屯基地地区の機械工事でボイラー付属機器が局積算額の約6割となっていた。</p> <p>・具体的には、電気設備工事の監視制御盤の価格について大きな乖離が見受けられたことから、当局は製造業者から見積を徴収し査定した価格で算出していること及び建築工事の仮設間仕切りについて大きな乖離が見受けられたことから、公共建築工事標準単価積算基準に基づき算出した単価で積算していることを説明している。</p> <p>・1回目の入札結果として、最低入札金額と予定価格に達していないことを伝えている。</p> <p>・当初公告の予定価格作成は、土木工事の一部のみ見積活用方式を適用し他の部分については公共工事建築標準単価積算基準に基づき算定したが、入札参加者の積算と乖離があり不調となった。再公告時の予定価格は、直接工事費のうち産業廃棄物処分費を除く全ての項目について見積活用方式を拡大した。その結果、予定価格は減額となったものである。</p>

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>・再公告の入札では3者とも調査基準価格未滿、再々公告の入札では3者中2者が調査基準価格未滿となっているが、業者が積算することが難しい内容の工事なのか。</p> <p><b>(4) 装備下北(3)管理棟等暖房設備改修機械その他工事</b></p> <p>・当初公告の入札では1者入札でその者が調査基準価格未滿で施工体制確認追加資料提出拒否により無効のため不調となったが、再公告では工事内容が変わらないのに予定価格を増額しているのは何故か。</p> <p>・再公告では競争参加資格の要件を「管工事」で「A」等級から「B」等級以上に緩和したが、当初公告時に参加した業者による1者入札であったが下北地区には業者がいないのか。</p> <p><b>(総括)</b></p> <p>・総合評価落札方式は、今までもいろいろ改善されてきているが、今回のような事例も参考にして今後も改善の検討をしていくことも必要と思われる。</p>	<p>・本件工事は、構内配電線路工事及び屋外照明工事の一般的な電気工事であり、特に積算が難しいということはない。            入札に参加した各者とも受注意欲があり、経費等を節減したことにより調査基準価格を下回る額で入札したものと承知している。</p> <p>・予算の余剰が見込まれたため改修する設備を一部追加したことにより予定価格が増額となったものである。</p> <p>・下北地区には、今回の競争参加資格である「管工事」で「B」等級以上の登録業者は4者あるが、施工中の事案や監理技術者の確保等の様々な事情により本件の入札参加を見合わせたものと思われる。</p>

## 2 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義件数		0件	(審議概要) ・なし
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答	
	・なし		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし		

## 3 再苦情処理（再説明請求回答）

・該当案件事案なし

# 令和3年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊第4航空団

開催日及び場所	令和4年2月17日(木) 仙台第3合同庁舎8階第2会議室
委員	委員長：伊東 満彦 (弁護士) 委員：梶川 伸哉 (大学教授) 委員：滝澤 紗矢子 (大学院教授) 委員：棚橋 則子 (大学講師)

## 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	航空自衛隊第4航空団：令和2年4月1日～令和3年3月31日
審議対象件数	1,024件

### 1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数	2件（契約件数4件）	(審議概要) <b>【報告事項】</b> ・契約状況について <b>【抽出案件】</b> ・抽出案件の概要説明
一般競争契約	1件（契約件数2件）	
指名競争契約	0件	
随意契約	1件（契約件数2件）	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<b>【抽出案件】</b> ○一般競争契約(政府調達協定対象外) 1 ①吸収式冷凍機保守点検 ②吸収式冷温水機保守点検  ・2件とも同じ業者が落札しているが過去の状況はどうだったのか。  ・毎年同じ業者であれば1契約として発注しても良いのではないか。  ・毎年同じ業者が契約しているが、その理由は何か。  ・契約した業者はメーカーではなく、こういった設備の点検を主にやっている業者か。  ・点検の結果、不具合が見つかった場合は別契約で修理等をするのか。	・過去5年間すべてA社が落札している。入札に参加している業者は、①は毎年2者、②は2又は3者である。  ・まとめた発注としないのは、2件の履行期限の違いによるものである。吸収式冷凍機は夏場の冷房期間が終了し設備の点検を終えたら役務終了となり、吸収式冷温水機は冷暖房でオールシーズン使用し年度末まで保守点検の期限が必要となるため、別々の契約としている。  ・吸収式冷凍機及び吸収式冷温水機とも通常の家庭にある冷暖房機と違い大きな設備であるため取り扱える業者が少ないことに加え、4棟の建物にある吸収式冷凍機4台はそれぞれメーカーが異なることから4社の機器の保守点検を取り扱える業者が少ないといった理由もあると考えている。  ・設備機器の設置及び点検を主な業務内容としている業者である。  ・そうである。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>○随意契約</p> <p>2 ①No4自動車ガソリン2号 ②No46自動車ガソリン2号</p> <p>・②の契約の納期末の直前に①を契約している理由と、2件とも納期が8月末と近いのになぜ一緒に契約にできなかったのか。</p> <p>・②では2者から見積を徴取しているが、より高額の①では1者からしか徴取していない理由は何か。</p> <p>・中央調達の不調になり急な契約とのことだが、見積を依頼した3者はどのように選定したのか。</p> <p>(総括) ・入札監視の観点から特に問題となる内容はなかった。引き続き適正な入札の実施をお願いします。</p>	<p>・通常基地で使用するガソリンの購入契約は、それぞれの基地で契約せず上級組織が全国の基地分をまとめて契約する中央調達という方法で契約することになっており、過去5年以内に基地でガソリンの購入契約した実績はなかった。</p> <p>ガソリンの中央調達は四半期毎の契約となっており、令和2年度第1四半期分の契約が不調になったため、まず第1四半期分の契約を基地ですることになり、②の契約をした。その後、中央調達の第2四半期分の契約も不調となったため、①の契約をすることになったものであり、1契約にできなかった。</p> <p>納期が近い理由は、使用量の増大に伴い第1四半期で購入したガソリンが8月末で枯渇する恐れが生じたため、①の納期を8月28日としたものである。</p> <p>・2契約とも3者から見積の依頼をした。②は業者の判断により2者参加となったが、①については8月18日契約で納期が8月28日とせざるを得なくなっため、業者からはスケジュールが厳しくタンクローリーが手配できないため辞退するとの回答となった。このため、①の契約では1者からしか徴取できなかったものである。</p> <p>・軽油や灯油を同じような経緯で基地契約した実績があったので、その時の業者を参考に選定した。</p>

## 2 談合疑義案件の処理状況について

談合疑義件数	0件	(審議概要) ・なし
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問  ・なし	回 答
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・なし	

## 3 再苦情処理（再説明請求回答）

・該当案件事案なし